

投資信託総合取引規程 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">投資信託総合取引規程</p> <p>投資信託受益権および外国投資信託受益証券に係る業務については、以下の投資信託総合取引規定に基づき適切に処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">投資信託総合取引規定</p> <p>第1条（省略） 第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 <u>⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</u> <p>第3条～第13条（省略）</p>	<p style="text-align: center;">投資信託総合取引規程</p> <p>投資信託受益権および外国投資信託受益証券に係る業務については、以下の投資信託総合取引規定に基づき適切に処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">投資信託総合取引規定</p> <p>第1条（省略） 第2条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 <p><u>(追加)</u></p> <p>第3条～第13条（省略）</p>

附 則

この規程は、2023年(令和5年)4月17日から実施する。